

病気やけがをしたとき

療養の給付（家族療養費）が受けられます

初診の際に、「被保険者証」を医療機関に提出して受診します。健康保険を扱っている医療機関であれば、全国どこでも受診できます。（70～74歳の方は、「高

齢者受給者証」を一緒に提出します。）
給付割合は年齢別に決められています。

■ 患者負担額（義務教育就学後～69歳）

通院	3割自己負担
入院	
入院時の食事代	標準負担額 1食460円(1日3食1,380円を限度)
療養病床の場合 (65歳以上)	標準負担額 食費:1食460円(1日3食限度) 居住費:1日370円 【1か月:約53,000円】

※低所得者は標準負担額の軽減措置あり。

■ 年齢別の給付割合

義務教育就学前		8割
義務教育就学後～69歳		7割
70歳～74歳	一般	8割
	現役並み所得者 (※1)	7割
75歳(一定の障害がある方は65歳)以上 〔後期高齢者医療制度〕	一般	9割
	一定以上の所得がある場合 (※2)	8割
	現役並み所得者 (※1)	7割

※1 現役並み所得者とは、健康保険加入者は標準報酬月額28万円以上の方が該当します。ただし年収が、高齢者複数世帯で520万円未満、単身世帯で383万円未満の場合、健保組合への申請により一般扱いとなります。なお、後期高齢者医療制度では課税所得145万円以上(年収基準は健康保険と同様)の方が該当します。

※2 課税所得額28万円以上145万円未満かつ年収が単身世帯で200万円以上(複数世帯は合計320万円以上)の場合に限る。

入院時の「標準負担額」を超えた額は入院時食事・生活療養費として給付されます

入院したときは、医療費の自己負担とは別に、食事の費用の一部を自己負担します。残りは、健康保険組合から「入院時食事療養費」として支給されます。

標準負担額は、被保険者・被扶養者とも1日3食1,380円を限度に、1食あたり460円です。所得の低い人な

どには下表のように減額措置があります。

なお、65歳以上の方が療養病床に入院した場合は、生活療養にかかる標準負担額(食費+居住費、上記「患者負担額」参照)を自己負担します。残りは、健康保険組合から「入院時生活療養費」として支給されます。

■ 入院時食事代の標準負担額

一般患者		1食(1日)	460円(1,380円)
低所得者	90日までの入院	1食(1日)	210円(630円)
	90日を超える入院	1食(1日)	160円(480円)
低所得世帯の 老齢福祉年金受給者等		1食(1日)	100円(300円)

※特別メニューを希望したときは、自己負担となります。また入院時に要した食事代は高額療養費を算定する自己負担額や付加給付の対象にはなりません。

